○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西宮市生瀬町一丁目七七二番地内	前	三五・二〇～三五・二九メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	三五・二〇～三五・二九メートル	〇・〇一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市生瀬町一丁目一四一七番四から同市生瀬町一丁目七八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月三十一日

○九州地方整備局告示第九十四号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十四号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一番まで	八・九〇メートル	三・七〇〇キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十五号

令和七年八月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一番まで（大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一番まで）	一般国道三十四号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　釧路圏都市計画道路事業三・三・二十六号愛国北園通

三　事業施行期間　自令和六年五月二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年北海道開発局告示第三十八号の事業地のうち北海道釧路市愛国西四丁目、愛国及び昭和地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・三・三百十一号対雁中通、三・二・三百二号角山通及び三・三・三百八号五丁目通

三　事業施行期間　自令和七年七月三十一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道江別市工栄町及び角山地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　新ひだか町都市計画道路事業三・四・三号ときわ通及び三・四・七号青柳柏台通

三　事業施行期間　自令和七年七月三十一日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町一丁目、静内こうせい町二丁目、静内御幸町四丁目、静内御幸町五丁目、静内ときわ町一丁目、静内ときわ町二丁目地内

使用の部分　なし